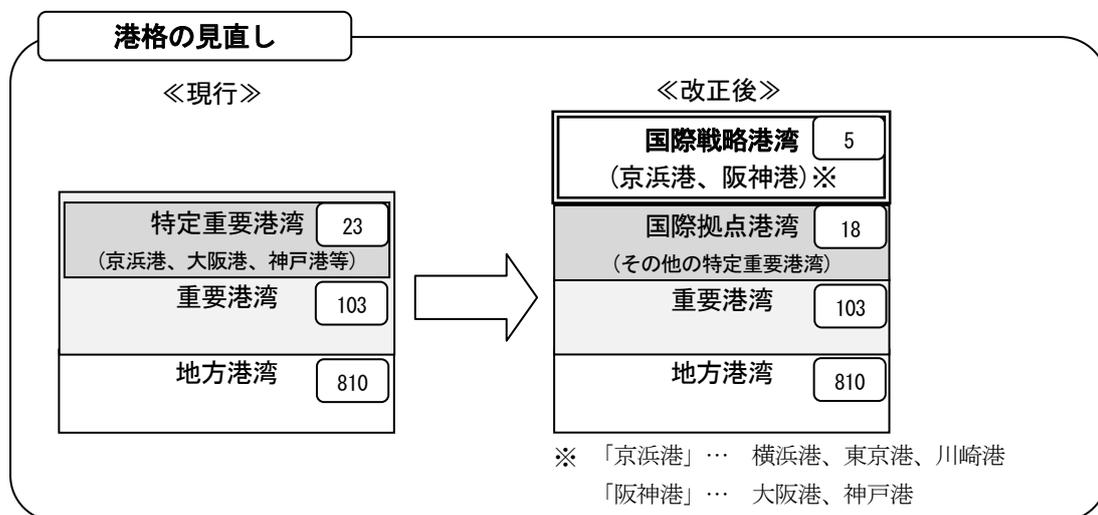


## 港湾法等改正案の概要について

近年、アジア諸港の躍進により、我が国港湾の相対的な地位が低下する中、国においては、「選択と集中」による拠点港の絞込みや、国費の重点配分、港湾運営への民間活力の導入など、国際競争力強化を図る「国際コンテナ戦略港湾」の具体化に向け、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案」が本年2月4日に閣議決定され、今後、国会で審議される予定です。

### ≪改正案の要点≫

#### 1 港格（港湾の種類）の見直し



#### 2 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

- (1) 岸壁（水深-16m以上の耐震強化岸壁）整備費用の国費負担率引き上げ  
 現行  $\frac{2}{3}$  → 改正後  $\frac{7}{10}$
- (2) 上記岸壁に付帯する背後ヤードの造成を新たに対象施設に追加  
 (国費負担率  $\frac{2}{3}$ )

#### 3 港湾運営会社制度の創設

「民」の視点を活かした効率的な港湾運営の実現のため、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に港湾運営会社制度を導入します。

この会社は、京浜港として1つ指定されることとなりますが、暫定的に港別での指定も可能となります。

このほか、港湾運営会社制度の主な内容は、

- (1) 国際戦略港湾における港湾運営会社は、港湾管理者の同意を得て国土交通大臣が指定
- (2) 国、地方公共団体が所有する行政財産を港湾運営会社に貸付
- (3) 無利子貸付金の貸付対象を港湾運営会社に拡大 等

# 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

## 施策の背景

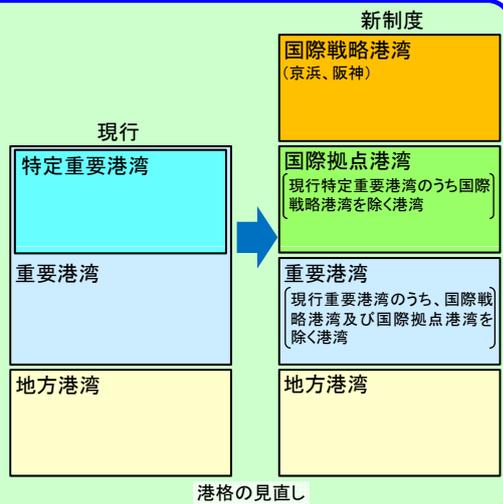
- 経済のグローバル化や東アジアの経済成長に伴い、我が国をめぐる国際海上輸送は約10年前と比べて大きく変化
    - ・ コンテナ取扱量の増加：日本1.8倍、アジア(除日本)3.6倍
    - ・ 船舶の大型化の進展：3,000TEU → 8,000TEU TEU:コンテナ取扱個数の単位
  - 日本発着貨物の東アジア諸港積み替えが増加：5.4%→18.0%
  - 国際的な基幹航路の我が国寄港回数が減少傾向：上海約7.3倍、釜山約1.45倍、日本約0.8倍
- ➡ 基幹航路寄港回数を回復しなければ、我が国経済に打撃を与えるおそれがある。

港湾整備における選択と集中と港湾運営に民の視点を取り込んだ運営の一層の効率化を図り、我が国港湾の国際競争力を強化

## 概要

### 選択と集中

- 港湾の種類(港格)の見直し  
我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の港格として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。
- 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充  
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設(水深16m以上の耐震強化岸壁)について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに付帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。(国費負担率は2/3)
- 港湾運営会社制度の創設  
港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。
- 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設  
現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



### 港湾運営の民営化

